

# 誓 約 書

1. 堺初芝ボーイズに入団しようとする者は、本誓約書を含め「入団申込書」に必要事項記載の上提出し、入会金と会費を納めなければならない。
2. 堺初芝ボーイズに入団し、財団法人日本少年野球連盟（ボーイズリーグ）大阪阪南支部登録後は、住居の移転等やむを得ない事由のない限り、他チームへの移籍は出来ないものとする。また、一旦退団した者でも堺初芝ボーイズの代表者の承認がない限り、他チームへの移籍加入は認められない。
3. 選手は、年度ごとに登録を継続し、選手手帳の交付を受けなければならない。同時に保険手続きも加入し、更新しなければならない。
4. 入団後選手は、理由なしに2か月以上欠席した者は、審査の上、退団したものとし除籍扱いとする。また、チームの指導者の指示に従わず、堺初芝ボーイズの品位を気づ付ける行為が認められる場合も同様とする。
5. 試合（大会や練習試合など）や練習において、監督とコーチの選手起用と一切の事項について干渉することは出来ない。
6. 保護者は、試合（大会や練習試合など）や練習、行事（チーム・保護者会）に理解し、積極的に協力、参加しなければならない。
7. 試合（大会や練習試合など）や練習、行事（チーム・保護者会）活動中に行程においての事故や負傷などや、保護者やチーム関係者及び協力者が運転する車両等を使用しての送迎・移動中の事故や負傷・死亡等の災害にあった場合でも、加入している保険の補償範囲をチームとしての補償範囲の限度とし、その他一切の責任について言及しない事。
8. 退団する際には、堺初芝ボーイズより貸与された用品・用具は返却し、会費を清算した上、退団届けを提出する事。
9. この誓約書は、所定の入団手続きを完了させた日から、卒団・退団するまで有効とし、効力を発生させるものとする。

上記に記載されている各条項を承諾し、厳守することを誓います。

20      年      月      日  
公益財団法人日本少年野球連盟（ボーイズリーグ）  
大阪阪南支部 堺初芝ボーイズ      代表      受川 和久 殿

《 保護者氏名 》 \_\_\_\_\_ 印

《 選手氏名 》 \_\_\_\_\_